

県職員の給与等のあらまし

県では、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事をしていますが、そこで働く職員の給与は条例で定めています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

今後とも、職員給与については、より一層の適正化に努めていきます。

また、平成19年度においては、従来に引き続き特殊勤務手当を見直したほか、旅費制度を見直すなど、行財政改革の推進に積極的に取り組んでいます。

人件費の状況

本県の平成18年度決算では、人件費は歳出総額の31.4%にあたる1,574億円となりました。

その内訳は、小中学校及び高等学校等教育関係職員分19.2% (964億円)、一般行政関係職員分7.5% (376億円)、警察関係職員分4.7% (234億円)となっています。

平均給料月額・初任給の状況

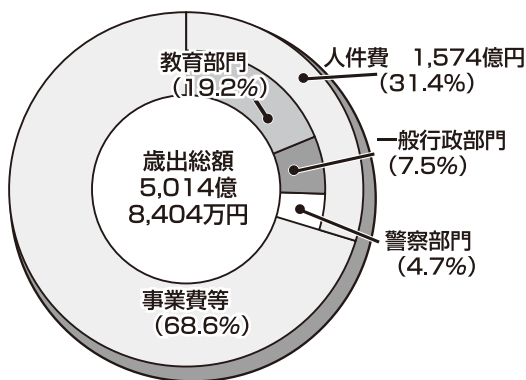
代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経験年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

なお、一般行政職の給与水準について、一定条件のもとに国を100とした指標で比べると、本県は100.9となっています。

表1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況
(各年4月1日現在)

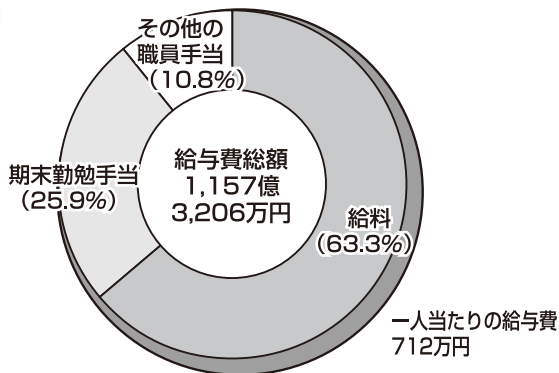
| 区分 | 平均給料月額 | | | 平均年齢 | |
|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| | 平成19年 | 平成18年 | 増減額 | 平成19年 | 平成18年 |
| 一般行政職 | 359,100円 | 363,800円 | ▲4,700円 | 44歳 0月 | 43歳 9月 |
| 警察職 | 358,000円 | 369,300円 | ▲11,300円 | 42歳 5月 | 43歳 2月 |
| 高等学校教育職 | 415,000円 | 419,900円 | ▲4,900円 | 45歳 8月 | 45歳 4月 |
| 小中学校教育職 | 403,500円 | 408,600円 | ▲5,100円 | 45歳 2月 | 44歳 11月 |

人件費の状況 (部門別) (平成18年度決算)



※人件費には、退職手当及び特別職の給料等を含みます。

人件費のうち職員給与費の状況
(平成19年度一般会計12月補正後予算)



※職員手当には、退職手当は含まれていません。

表2 職員の初任給及び学歴・経験年数別平均給料月額
(平成19年4月1日現在) (単位: 円)

| 区分 | 初任給 | 経験10年 | 経験15年 | 経験20年 | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大 | 一般行政職 | 172,200 | 271,800 | 333,800 | 385,500 |
| | 警察職 | 187,500 | 282,400 | 330,900 | 392,300 |
| | 高等学校教育職 | 192,800 | 311,200 | 364,800 | 405,200 |
| 卒 | 小中学校教育職 | 192,800 | 311,500 | 368,400 | 402,500 |
| | 一般行政職 | 140,100 | 223,300 | 275,300 | 332,800 |
| 高卒 | 警察職 | 158,100 | 245,300 | 290,700 | 347,300 |

給料表

職員の給料は、その職務に応じた10種類の給料表により、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者(3,775人)の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況
(平成19年4月1日現在)

| 級 | 代表的な職名 | 職員数(人) | 構成比(%) |
|---|------------------------------------|--------|--------|
| 9 | 本庁の部局長 | 30 | 0.79 |
| 8 | 本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長 | 4 | 0.11 |
| 7 | 本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長 | 62 | 1.64 |
| 6 | 本庁の課長 | 336 | 8.90 |
| 5 | 本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐 | 1,152 | 30.52 |
| 4 | 本庁の課長補佐、本庁の特に重要な業務を分掌する係長 | 859 | 22.76 |
| 3 | 本庁の係長、主任主事・主任技師 | 809 | 21.43 |
| 2 | 主事・技師 | 284 | 7.52 |
| 1 | 主事・技師 | 239 | 6.33 |
| 計 | | 3,775 | 100.0 |

職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。このうち期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスに相当するもので、年間4.5月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

なお、管理職手当については、平成17年度から支給額を10%減額する措置が実施されています。

また、退職手当は、勤続年数や退職事由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。支給割合は、国と同一で、勤続20年の場合の自己都合退職は23.5月分、勧奨・定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で59.28月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定めています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月か

ら知事=130万円、副知事=102万円、議長=91万円、副議長=86万円、議員=78万円となっています。このほか年間3.35月分の期末手当を支給しています。

また、知事及び副知事においては平成15年1月から給料月額5%を減額する措置、さらに、平成17年度から期末手当の支給額を10%減額する措置が実施されています。

職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制の構築を図る観点から定員管理に取り組んでおり、平成18年3月に公表した「石川県における行財政改革の取組」(集中改革プラン)では、平成17年を起点に平成22年4月1日までに県全体の職員数を5.1%削減する目標を掲げました。平成19年度は、給与・旅費事務等内部管理事務の集約化や農林・土木事務所の再編に伴う体制の整理及び公社等外郭団体からの派遣職員の引き揚げ等により、職員数の削減を実施しました。また、平成19年3月に新たに策定した「石川県行財政改革大綱2007」においては、知事部局の職員を平成19年度から平成23年度までの5年間で250人程度削減することとしております。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況
(平成19年4月1日現在) (単位: 人)

| 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 | |
|---------|--------|--------|--------|------------------|--------------------------------------|
| | 平成19年 | 平成18年 | | | |
| 一般行政部門 | 総務・企画等 | 763 | 783 | △ 20 | 給与・旅費事務等の集約化に伴う体制整理、公社等外郭団体から職員引き揚げ等 |
| | 保健・福祉 | 791 | 813 | △ 22 | 公社等外郭団体から職員引き揚げ等 |
| | 商工・労働 | 305 | 311 | △ 6 | 公社等外郭団体から職員引き揚げ等 |
| | 農水・土木 | 1,794 | 1,862 | △ 68 | 農林土木事務所の再編に伴う体制整理、公社等外郭団体から職員引き揚げ等 |
| | 小計 | 3,653 | 3,769 | △ 116 | |
| 教育部門 | 9,552 | 9,675 | △ 123 | 児童・生徒数の減少による教員の減 | |
| 警察部門 | 2,300 | 2,296 | 4 | 警察官の増員 | |
| 公営企業等部門 | 病院 | 904 | 908 | △ 4 | 退職者の増 |
| | その他 | 106 | 115 | △ 9 | 金沢競馬広報業務の民間委託等 |
| | 小計 | 1,010 | 1,023 | △ 13 | |
| 合計 | 16,515 | 16,763 | △ 248 | | |